



第1編 弁理士の実勢

第1章

弁理士数の推移等

弁理士制度は、明治32(1899)年の「特許代理業者登録規則」の施行から数えて、本年（平成26年度）で115年となる。当初138名であった登録者数は、平成26(2014)年3月末現在10,171人（特許業務法人を除く）となっているが、この間の弁理士の増加は、必ずしも右肩上がりの直線的なものではなく、さまざまな理由により増減を経て現在に至っている。

まず、昭和13(1938)年の弁理士法一部改正により、すべての弁理士が弁理士会に加入しなければならないこととされたこと（強制加入）により、弁理士登録をしていた者のうちで実際には弁理士の業務をしていなかった者が登録を抹消し、前年には4,389人であった弁理士は、一気に2,604人まで減少した。

その後、太平洋戦争が開始されるとその激化とともに減少が続き、昭和20(1945)年には1,690人、さらに戦後の混乱期の昭和28(1953)年には、926人となった。

高度成長期以降、我が国の産業経済の発展とともに弁理士数も年を追って増加を続け、昭和58(1983)年には2,733人となって、強制加入のもとでのこれまでの最大人数（2,693人 昭和15(1940)年）を超えた。

弁理士数は、平成13(2001)年の弁理士法の全部改正の前後から増加の傾向が顕著になり、特に平成15(2003)年以降は、ほぼ毎年400人～500人ずつ増加して、平成25(2013)年には10,000人を超えた。

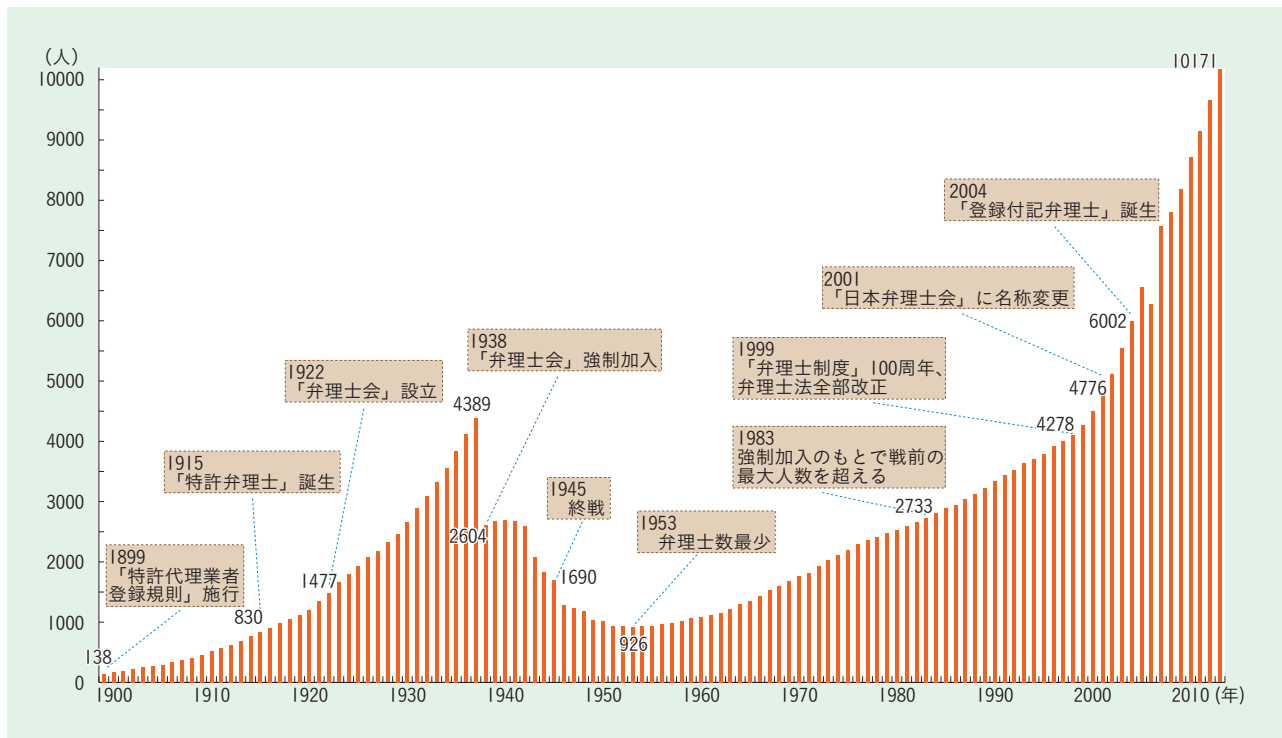
なお、特に最近10年を見ると、女性弁理士数の増加、年齢構成の若年化、海外を含む各地への地域展開の進展及び就業形態の多様化などの特徴がみられる。

（1）弁理士数の推移

制度発足時から平成25(2013)年までの弁理士数の推移を、時代や制度の大きな転換点に着目しながら表わすと次のとおりである。

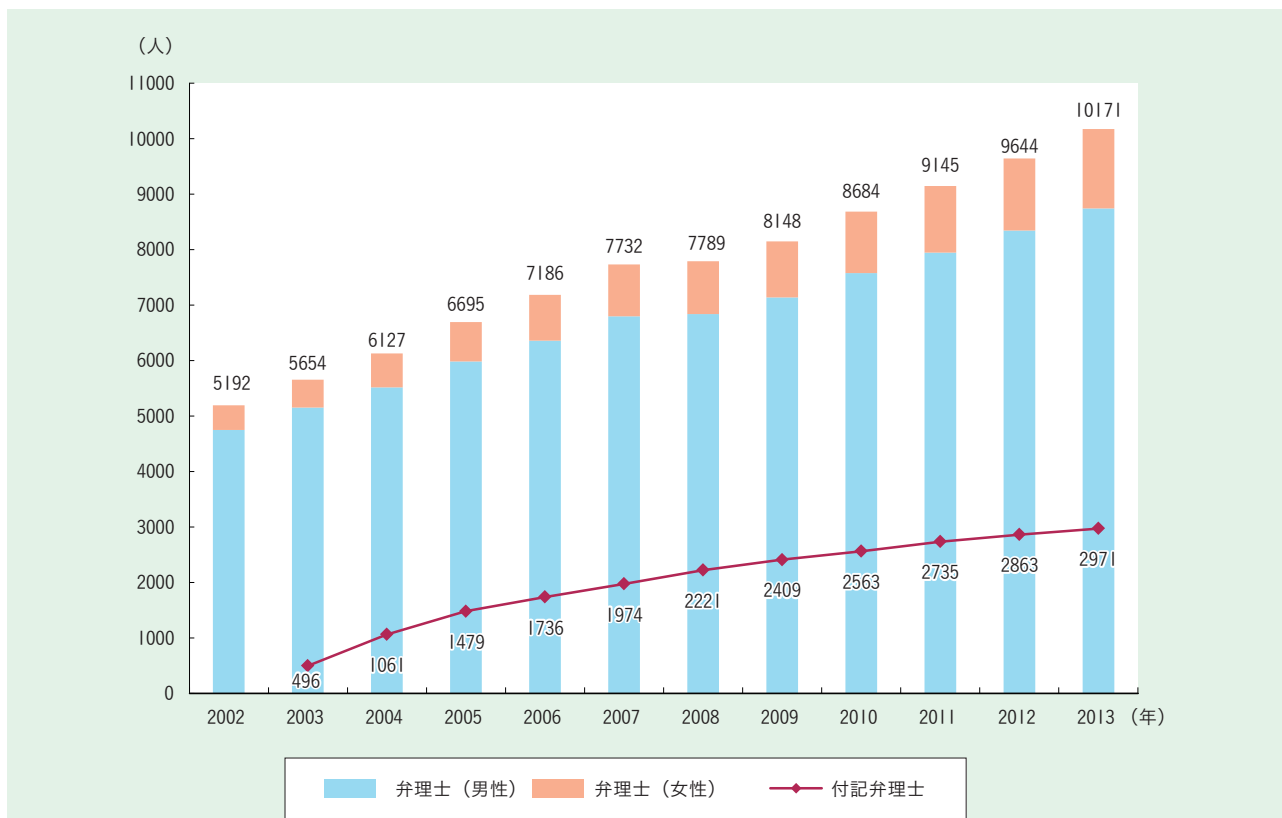
明治32(1899)年	「特許代理業者登録規則」施行。登録者数138人。
明治42(1915)年	「特許弁理士令」施行。「特許弁理士」の誕生。
大正11(1922)年	「弁理士法」施行。名称が「弁理士」に。「弁理士会」設立。以後、弁理士は、弁理士会に入会しなければ業務ができなくなった（法第16条）。
昭和13(1938)年	「弁理士法」改正。弁理士は弁理士会に加入しなくなかった（強制加入）。※ 弁理士数激減
昭和20(1945)年	終戦。
昭和28(1953)年	「弁理士法」施行後の最少人数。
昭和35(1960)年	「弁理士法」改正。弁理士の登録事務が、特許庁から弁理士会に移管された。
平成11(1999)年	弁理士制度100年。
平成12(2000)年	弁理士法の全部改正。
平成16(2004)年	特定侵害訴訟の代理業務を行う弁理士（付記弁理士）誕生。

① 弁理士数の推移(制度発足～2013年)



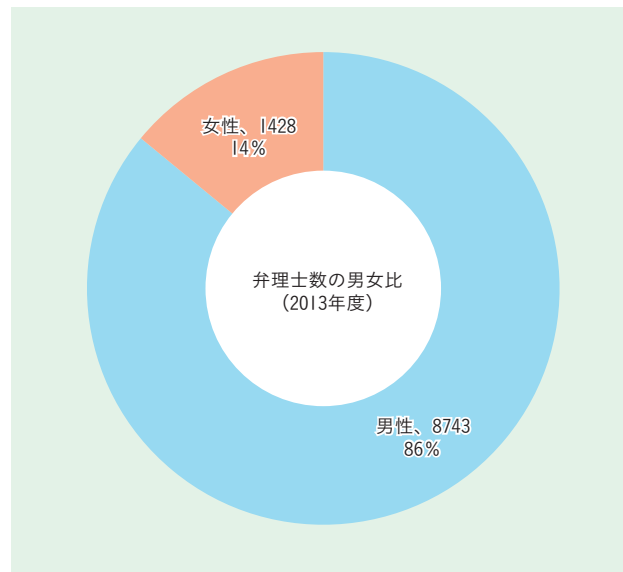
② 弁理士数及び付記弁理士数の推移

平成 25(2013)年度の弁理士数は、平成 14(2002)年度と比べると 2 倍近くに増加している。また、平成 15(2003)年、特定侵害訴訟代理業務試験に合格した旨の付記を受け、弁護士と共同して特定侵害訴訟の代理業務を行える弁理士（以下、付記弁理士）が誕生し、平成 25(2013)年度には 2,971 人に達した。



③ 弁理士数の男女比

平成 25(2013)年度末の弁理士の男女比は、次のとおりである。



Column

■女性弁理士第1号

女性弁理士第1号は、昭和10(1935)年に誕生した。第2号は昭和13(1938)年であった。

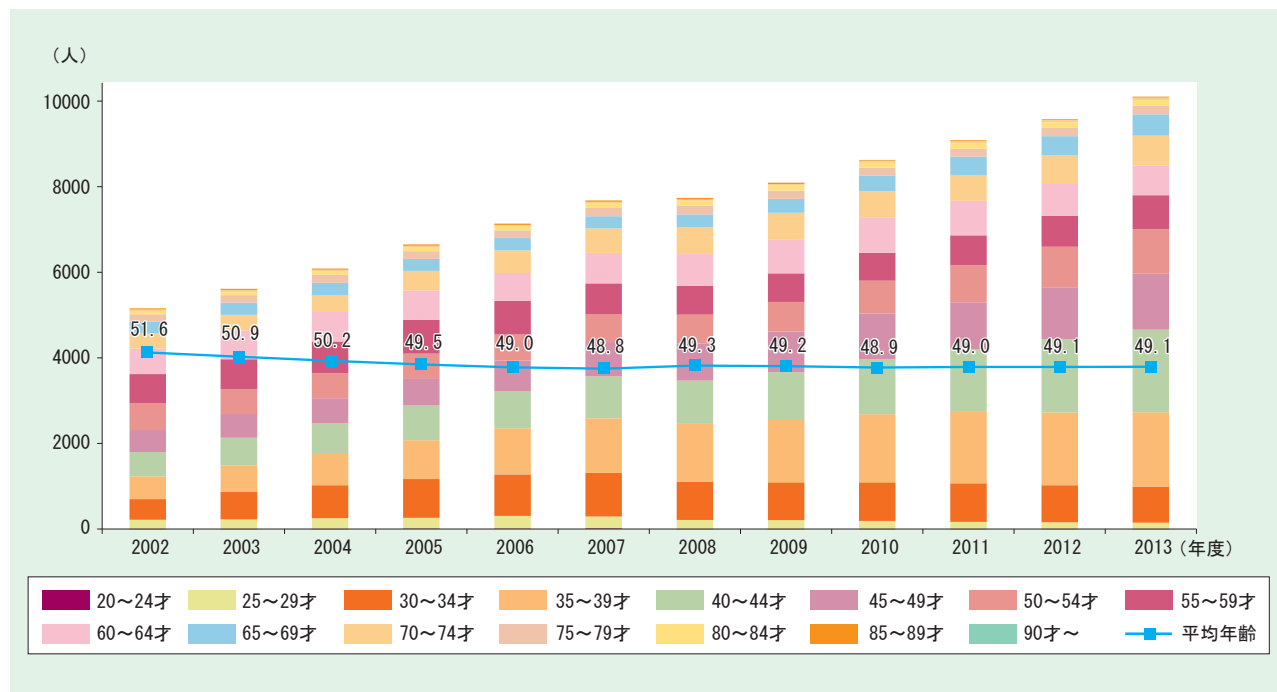
他の士業での女性の登録は、弁護士が昭和15(1940)年、税理士が昭和17(1942)年、公認会計士が昭和26(1951)年である。行政書士(昭和26(1951)年創設)及び社会保険労務士(昭和43(1968)年創設)を含めても、女性弁理士第1号、第2号は、同時に士業としても女性第1号、第2号ということになる。

女性弁理士数は、その後、平成2(1990)年には100人を超え、19年後の平成21(2009)年4月に1,000人を超えた。さらに、平成26(2014)年3月末には1,428人となり、弁理士の約14%に達している。他の士業では、平成25(2013)年3月末で弁護士が5,936人(17.7%)、税理士が10,039人(13.6%)、公認会計士が3,141人(13.6%)となっている。

また、10年前と現在とを比較すると、男性弁理士の増加は約1.7倍であるのに対して、女性弁理士は3倍近くに増加している。

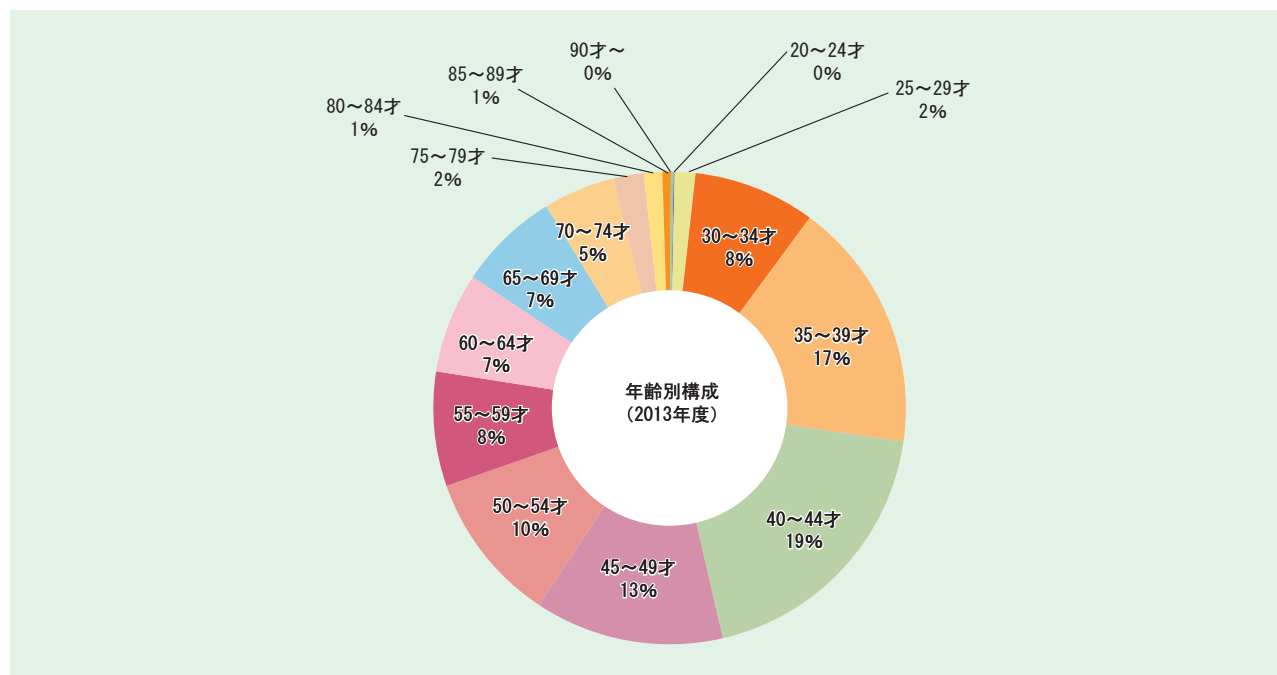
④ 年齢別構成の推移

図に示した期間を通じ、一貫して30才代後半から40才代の増加が著しく、平成14(2002)年度末には1,624人(約31.3%)であったものが、平成25(2013)年度末には5,005人(約49.2%)となっている。また、この間に平均年齢は約51.6才から約49.1才に下がっている。



⑤ 年齢別構成比

平成25(2013)年度末の弁理士の年齢別構成比は、次のとおりである。



第1編 弁理士の実勢

⑥ 都道府県別の推移

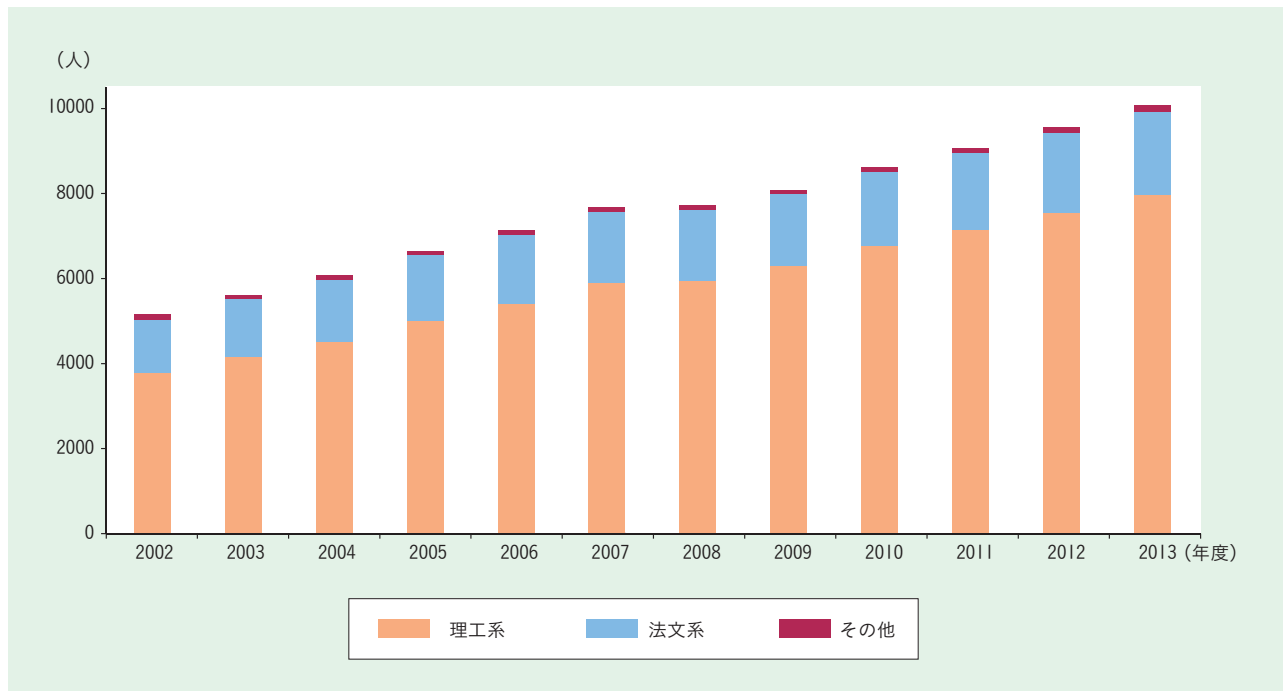
平成14(2002)年には、弁理士数が1人の県は6県であったが、平成25(2013)年度末には1県のみとなっている。また、この間に国外に事務所を有する弁理士の数は約8倍に増加している。

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
北海道	9	12	16	16	20	18	21	25	27	29	30	34
青森県	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4
岩手県	1	1	1	2	2	3	3	3	5	3	3	3
宮城県	5	4	4	6	6	8	11	12	9	9	12	13
秋田県	2	2	2	2	2	3	3	3	4	4	9	8
山形県	4	4	4	4	4	4	3	2	2	6	4	4
福島県	3	3	5	5	6	6	6	6	6	9	11	11
茨城県	38	41	44	52	58	68	72	75	81	96	109	118
栃木県	6	8	9	13	9	15	19	17	22	24	27	30
群馬県	10	11	13	17	19	19	16	17	19	17	20	24
埼玉県	68	80	80	78	89	106	109	113	114	129	134	154
千葉県	88	85	96	100	109	112	124	134	144	155	160	186
東京都	3293	3534	3775	4052	4286	4560	4542	4698	4981	5190	5427	5652
神奈川県	302	337	366	423	473	500	522	556	615	659	690	740
山梨県	4	5	5	6	6	5	5	7	7	7	9	10
長野県	16	20	20	27	31	32	33	36	42	39	40	47
岐阜県	24	28	31	35	42	48	48	48	49	51	54	57
静岡県	28	35	38	40	43	46	45	47	50	51	56	62
愛知県	218	242	262	296	318	353	359	387	422	447	481	514
三重県	5	5	6	9	11	11	12	11	12	12	14	17
新潟県	4	5	5	7	8	8	8	8	8	9	10	12
富山県	5	5	6	6	6	7	7	8	10	11	13	16
石川県	6	7	7	7	6	8	9	9	9	11	12	13
福井県	5	6	5	6	7	8	9	11	11	12	11	11
滋賀県	10	16	21	29	32	38	39	40	44	46	57	66
京都府	61	73	83	101	110	135	145	159	168	172	195	207
大阪府	788	875	971	1082	1165	1247	1245	1313	1387	1453	1504	1547
兵庫県	74	86	106	112	136	160	162	179	189	203	229	244
奈良県	11	14	20	24	29	30	30	31	36	45	46	53
和歌山県	2	1	3	4	5	6	6	5	5	7	8	8
鳥取県	4	3	3	3	3	3	3	3	2	2	1	1
島根県	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3
岡山県	122	13	14	13	14	15	13	13	15	16	16	22
広島県	11	12	16	18	18	21	25	23	28	33	36	36
山口県	2	2	2	2	3	6	6	6	6	8	9	8
徳島県	3	4	4	4	5	6	6	5	6	6	6	10
香川県	3	3	4	5	5	6	7	7	9	12	10	12
愛媛県	4	4	4	6	7	5	6	5	5	6	9	12
高知県	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	5	7
福岡県	36	35	36	43	44	47	47	52	53	60	73	78
佐賀県	1	1	3	3	3	3	3	4	2	1	2	4
長崎県	1	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3
熊本県	3	4	5	6	6	6	5	6	6	8	9	10
大分県	1	1	1	1	2	2	2	2	1	1	2	4
宮崎県	1	1	1	1	1	2	3	3	2	5	6	6
鹿児島県	1	1	2	3	3	3	3	3	5	5	6	6
沖縄県	3	4	5	4	5	6	6	7	7	8	9	6
北米州	7	10	11	10	15	18	23	28	30	30	32	35
欧州	2	1	2	2	2	4	4	5	12	18	19	26
アジア州	1	1	1	1	2	3	3	3	3	6	9	14
その他海外	0	1	1	1	2	4	3	4	4	4	3	3

【注】 主たる事務所でカウント

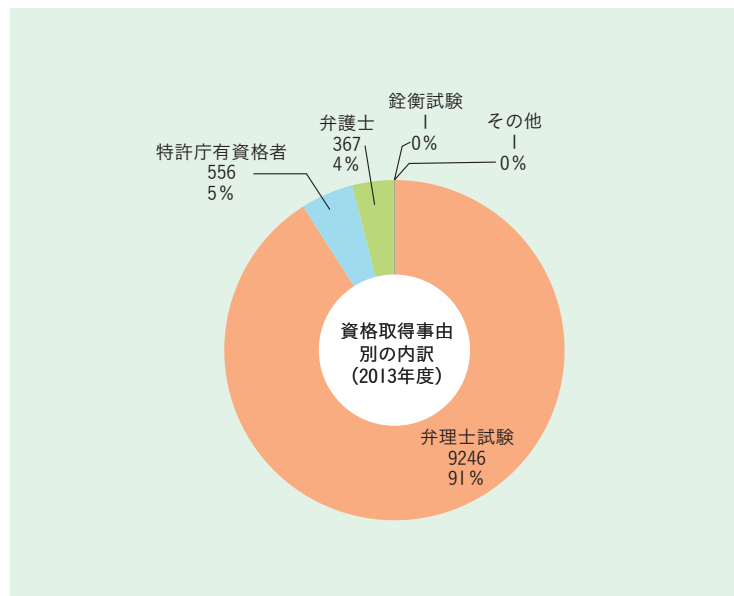
⑦ 最終学歴（文理）の内訳の推移

最終学歴（文理）の推移は、次のとおりである。



⑧ 弁理士資格の取得事由別内訳

平成 25(2013)年度末の弁理士の弁理士資格の取得事由別内訳は、次のとおりである。

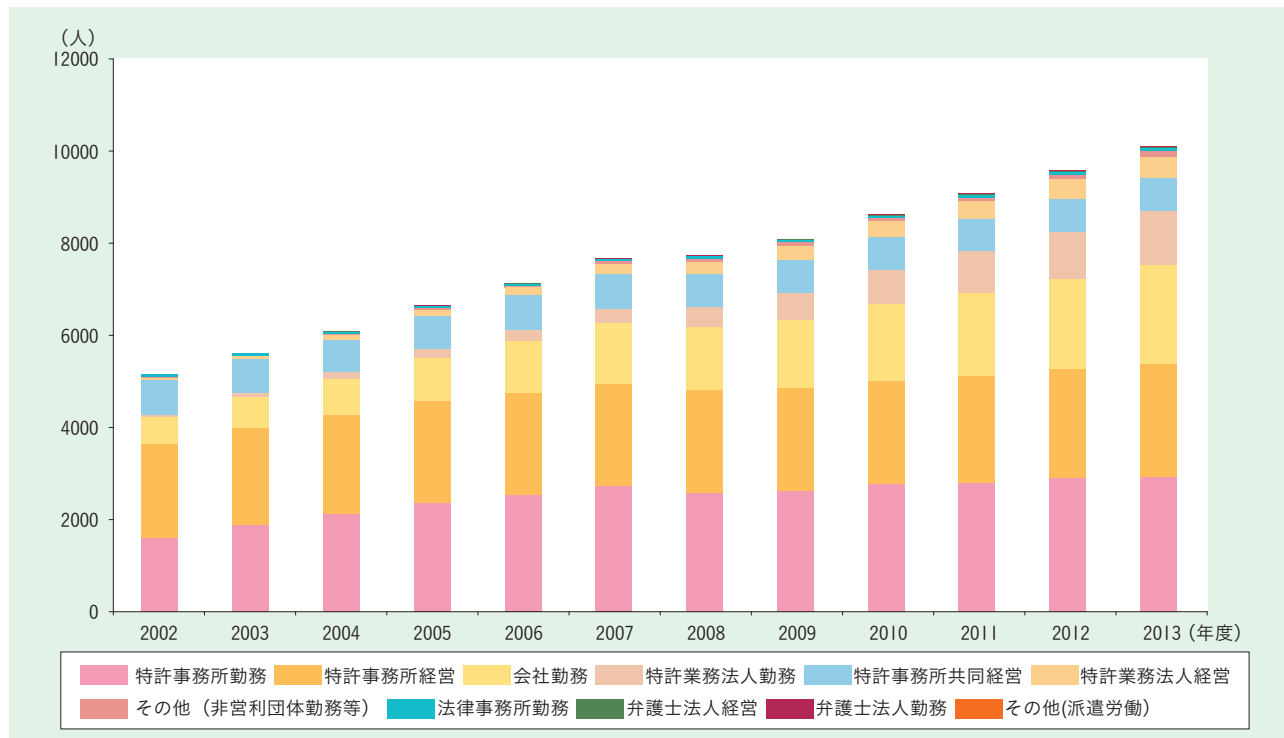


⑨ 就業形態別弁理士数の推移

企業弁理士が、年々増加傾向にあり（年間約100人増加）、弁理士全体の約2割を占めるに至っている。

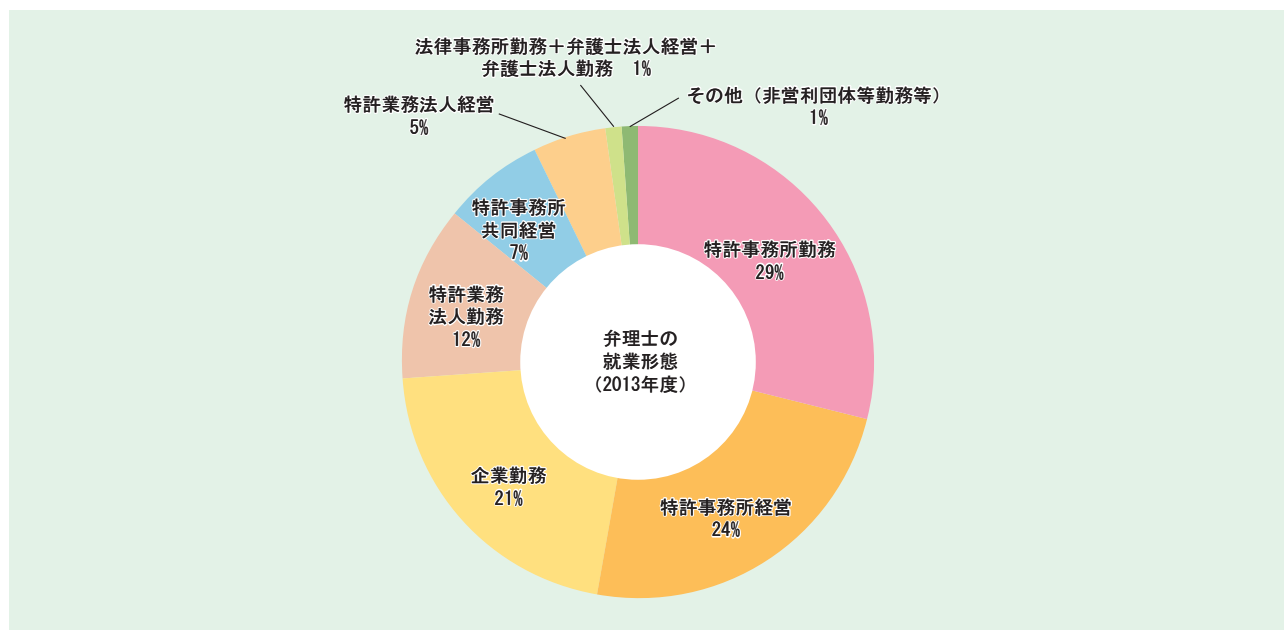
また、特許業務法人の設立数が増えるにつれ、特許業務法人の経営（社員）弁理士・勤務（使用人）弁理士ともに増加傾向にある。

特許事務所経営・勤務弁理士は、会員数としては増加しているが、全体の割合としては減少している。その他の就業形態は、弁理士増加人数から考えると、ほぼ横ばいである。



⑩ 就業形態別弁理士数

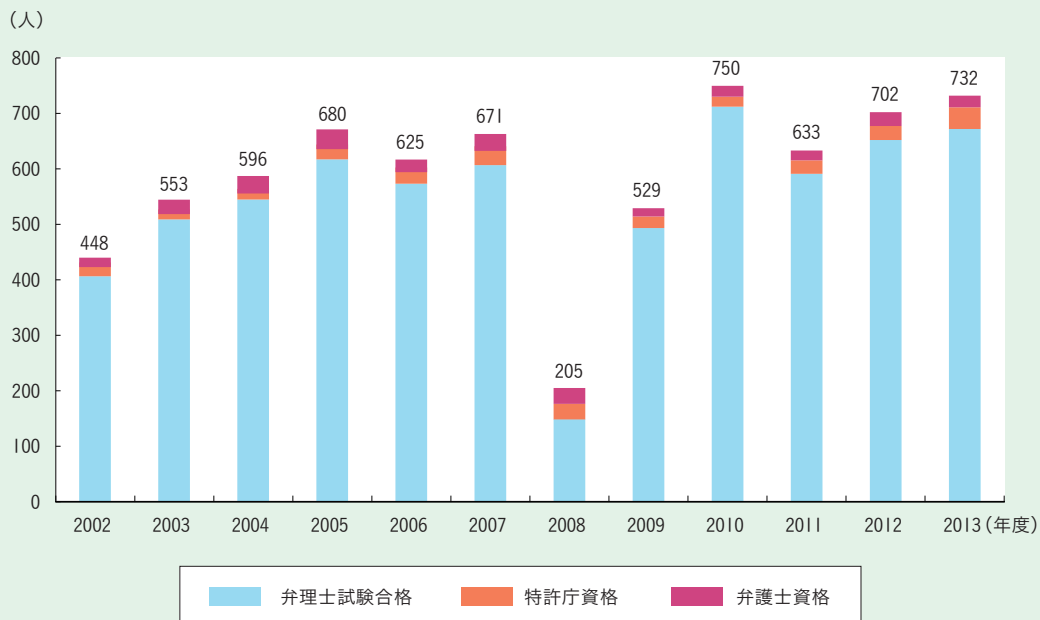
平成25(2013)年度末の就業形態別弁理士数は、以下のとおりである。



（２）年度別の登録者数の推移

平成 14(2002)年度から平成 25(2013)年度の弁理士登録者数は、平均すると毎年度約 594 人であり、最も多いのは平成 22(2010)年度の 750 人である。

平成 20(2008)年度の登録者が極端に少ないのは、このときから弁理士試験合格者に実務修習（登録前研修）が義務化され、登録が修習の修了後（翌年度の初め）となったことが一因である。

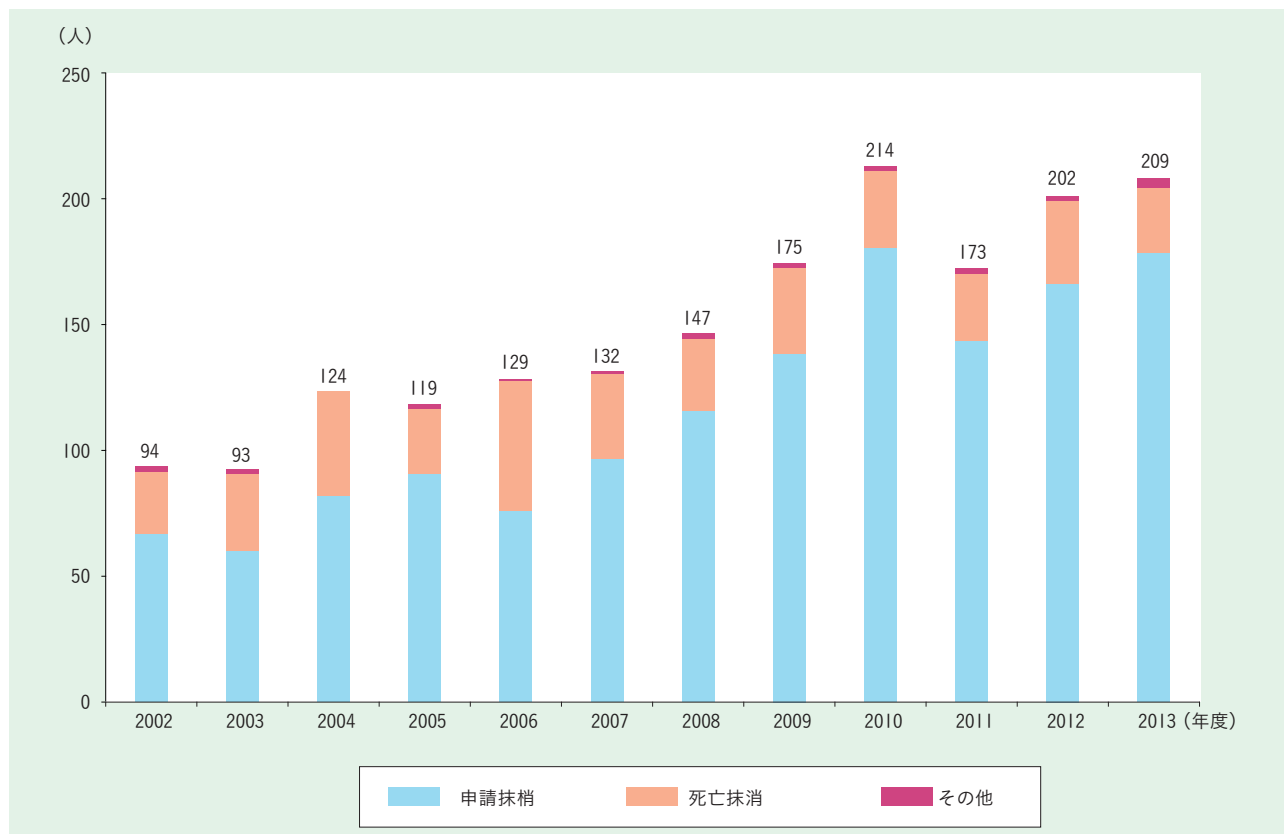


（３）年度別の登録抹消者数の推移

年度別の登録抹消者数は、平成 14(2002)年度から平成 25(2013)年度の間で 2 倍以上に増加しているが、弁理士数も同じ期間に 5,192 人から 10,171 人とほぼ倍増しており、期間を通じて全弁理士数の 2%前後でほぼ一定している。

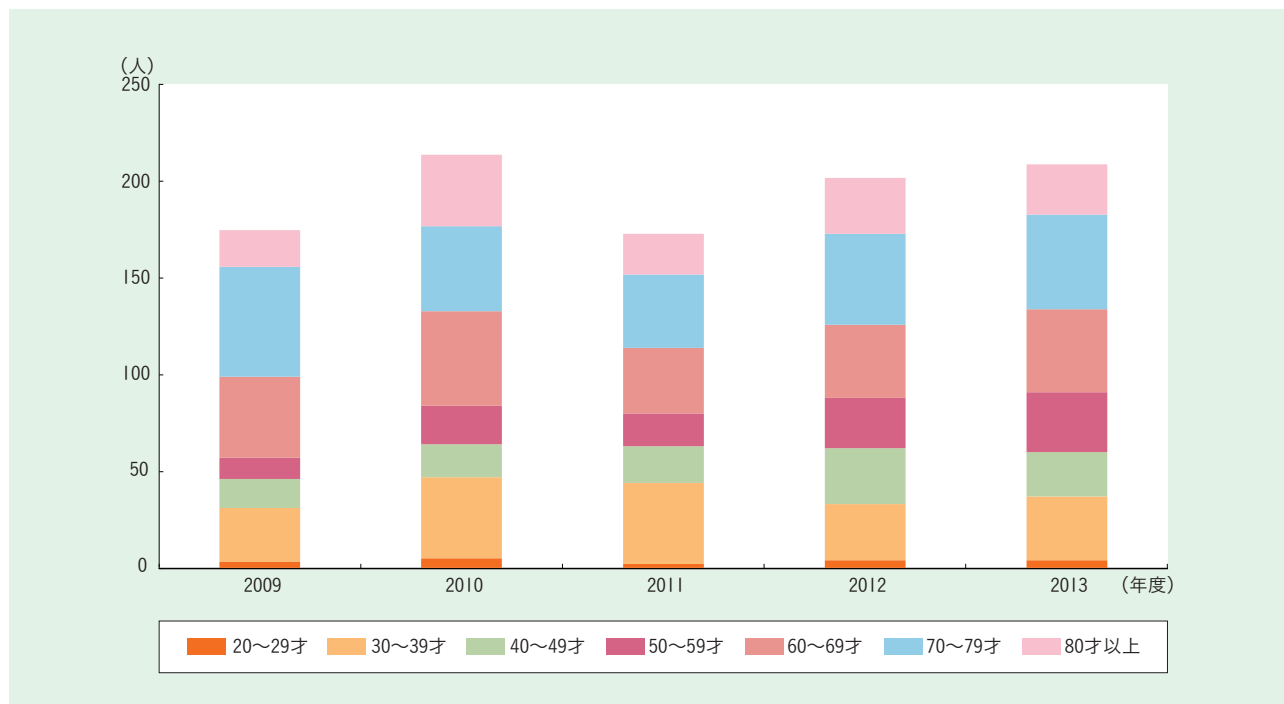
抹消理由で最も多いのは、自らの意思による登録抹消（申請抹消）であり、期間を通じて全抹消者の過半数を占めている。特に直近 4 年間は 80%を超えている。また、死亡抹消者数は、弁理士数が増加しても増えていない。抹消理由の「その他」は、会費滞納などによる退会処分や欠格事由（弁理士法第 8 条）に該当したことによる登録抹消である。

①抹消理由別の年度別登録抹消者数の推移



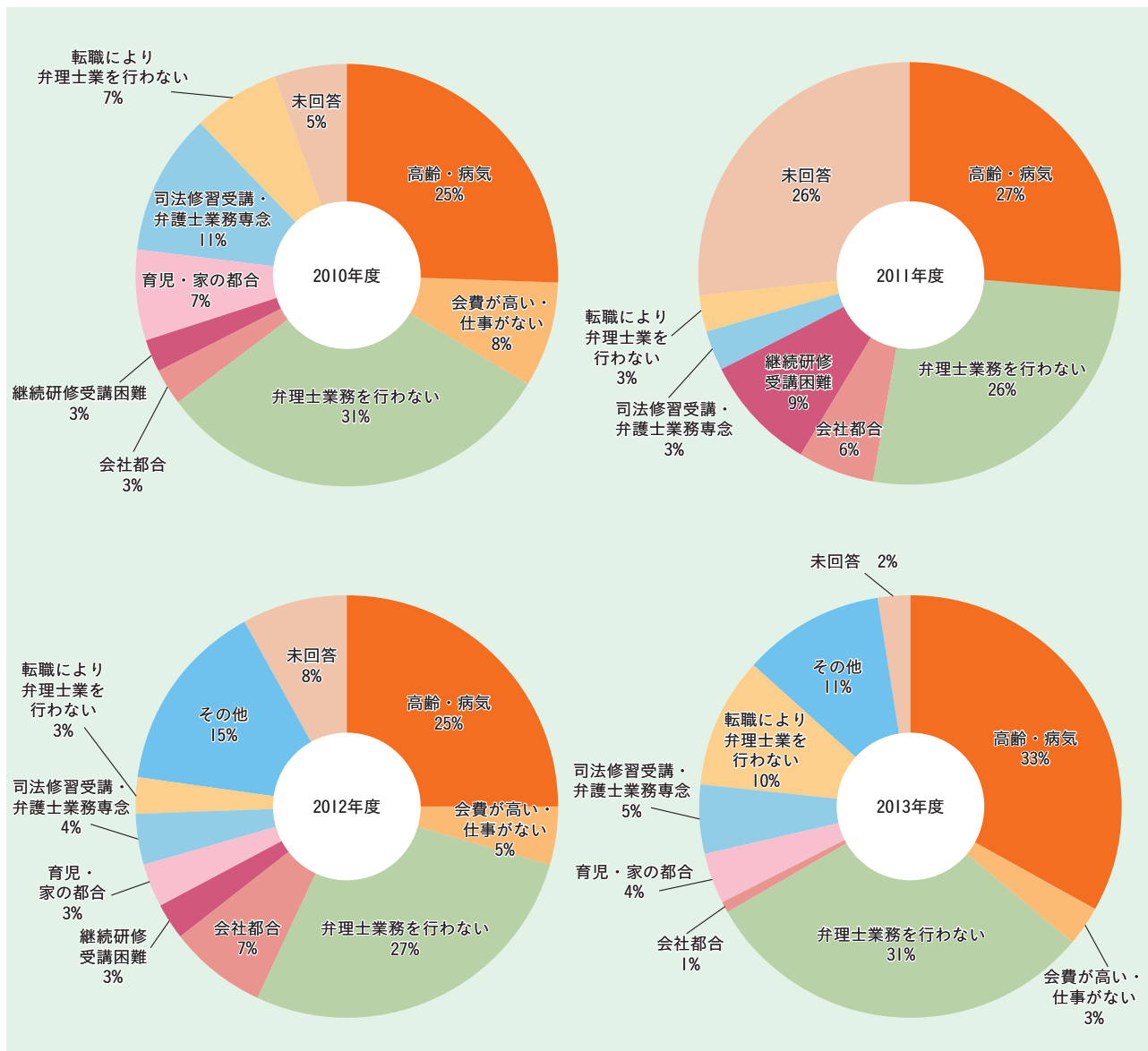
②過去5年間ににおける年齢別の申請抹消者の推移

申請抹消者の年齢構成は、全期間を通じて60才～69才と70才～79才の者が多いが、50才～59才の登録抹消者数が平成21(2009)年度からほぼ連続して増加し続け、平成25(2013)年度には約3倍となっている。



③ 抹消理由別の申請抹消者数の推移

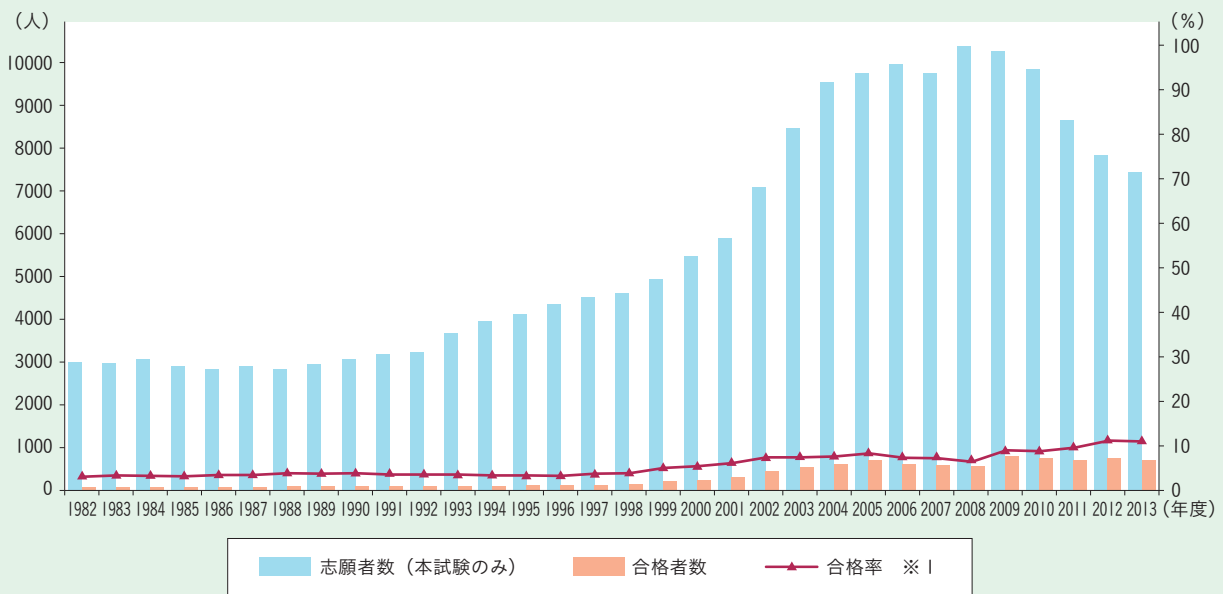
申請抹消者にその理由について問い合わせを始めたのは、平成 22(2010)年 6 月からであり、約 4 年間の推移となる。回答は任意である。全体としては、「弁理士業務を行わない」と「高齢・病気」と回答した者が過半数を占める。「継続研修の受講困難」と回答した者は多くはない。年代別では、70 才～ 79 才及び 80 才以上は「高齢・病気」、60 才～ 69 才は「弁理士業務を行わない」と「高齢・病気」、50 才～ 59 才は「弁理士業務を行わない」が多い。ただし、「弁理士業務を行わない」の中に「会社都合」や「仕事がない」などが含まれている可能性がある。



(4) 弁理士試験等合格者数の推移

① 弁理士試験合格者数の推移

平成12(2000)年の弁理士法全部改正によって、弁理士試験(論文試験)の選択科目について、一定の公的資格を有する者や一定の分野で修士・博士の学位を有する者などの試験を免除するいわゆる「免除規定」(弁理士法第11条、同法施行規則第4条)が設けられ、平成14(2002)年から実施された。これに伴い志願者・合格者とも増加した。その後、志願者数は平成20(2008)年の10,494人をピークに減少しているが、一方で合格率は、平成24(2012)年、25(2013)年の2年で10%を超えている。

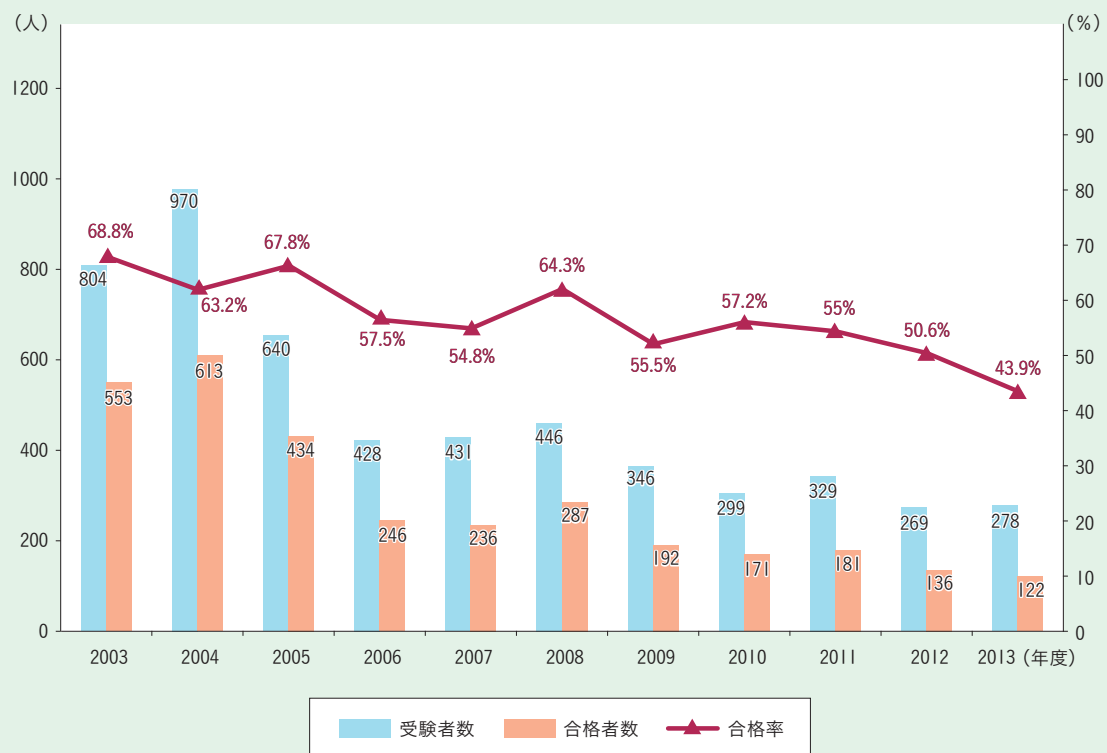


【出典】 特許庁『特許行政年次報告書』2014年版

【注】※1 合格者数 / 受験者数で算出

② 特定侵害訴訟代理業務試験合格者数の推移

特定侵害訴訟代理業務試験は、平成 15(2003)年に開始された。同年から平成 17(2005)年までの3年間は、受験者が600人を超えていたが、平成 18(2006)年から平成 20(2008)年までは400人台、その後は300人前後ではば一定している。合格率は、受験者数の多かった当初の3年間は連続して60%を超えたが、その後は平成 20(2008)年を除いて60%を下回り、さらに平成 25(2013)年には50%を下回っている。



【出典】 特許庁ウェブサイト

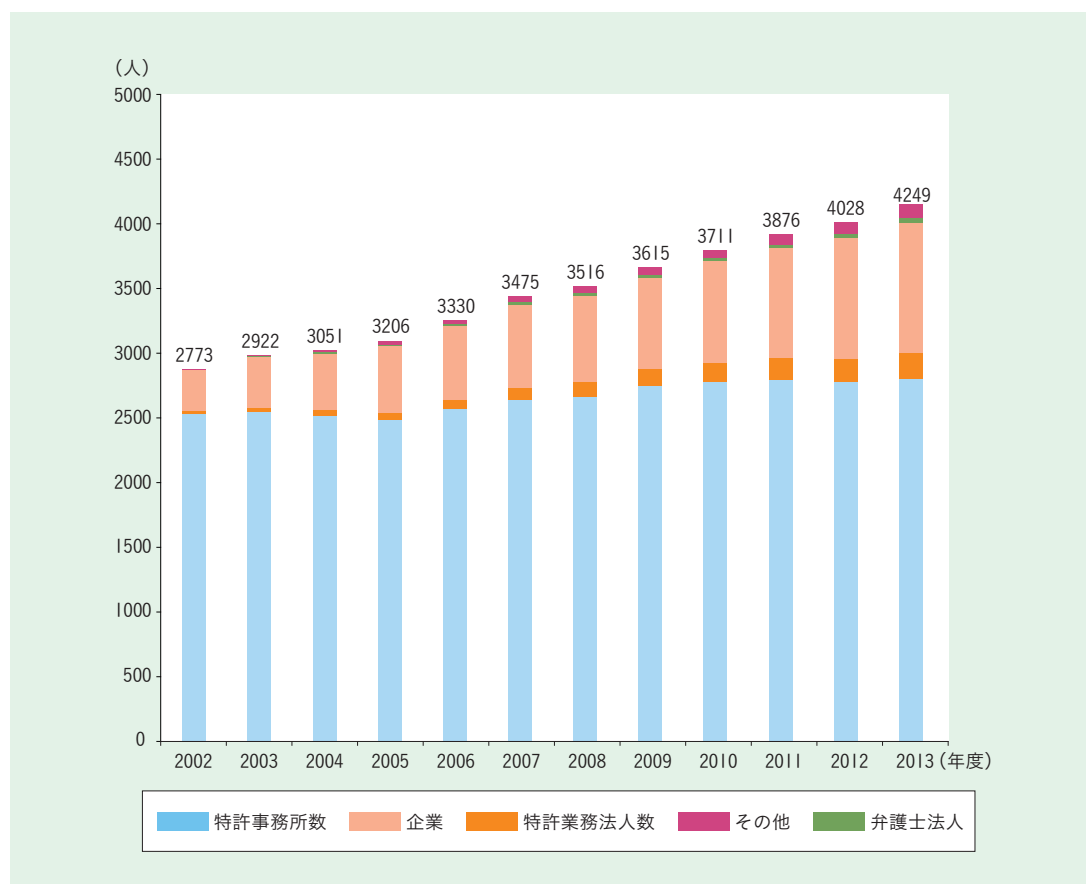
第2章

事務所(特許事務所、特許業務法人、企業、大学等を含む)の推移等

(1) 事務所数の推移

弁理士数の増加に伴って、弁理士が主たる事務所として登録している事務所数（特許業務法人、企業、大学などを含む）は増加している。ただし、弁理士数が平成14(2002)年度から平成25(2013)年度までで倍増しているのに対して、事務所数の増加は約40%にとどまる。これは、(2)で詳述するとおり弁理士数が複数人の事務所に所属する弁理士が増加したことによるものであると考えられる。

なお、特許事務所の法人化（「特許業務法人」の設立）は、平成12(2000)年の弁理士法改正により可能となったもので、特許業務法人数は、期間を通じて増加し、平成25(2013)年度末には197法人となった。



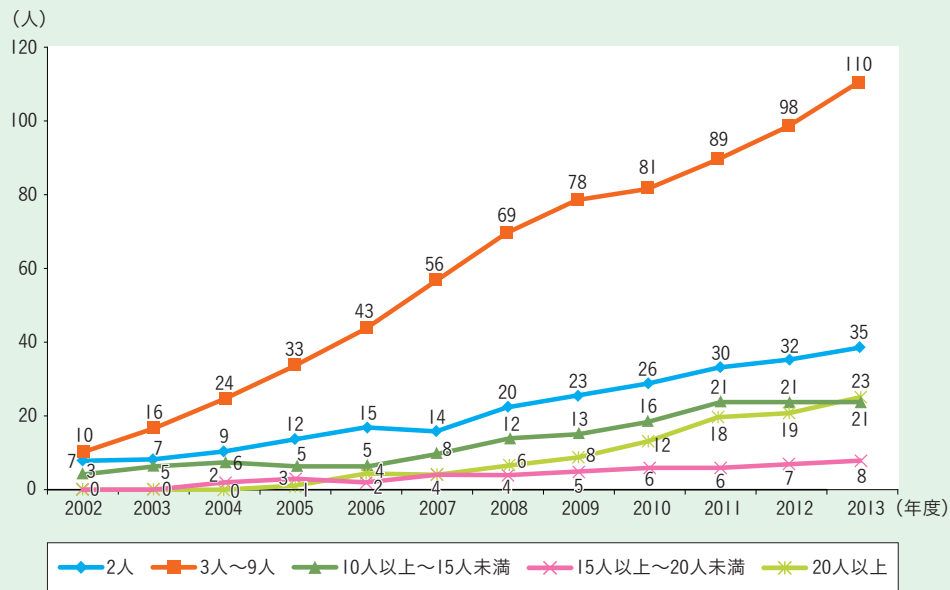
(2) 事務所の規模別内訳の推移

平成 14(2002)年から平成 25(2013)年を通じて、所属弁理士数 1 人の事務所数が最も多く、平成 15(2003)年度には全事務所（企業、特許業務法人を含む）の 71.2%、平成 25(2013)年度でも 67.6%を占めている。弁理士数 2 人～9 人の事務所数は同様に 26.8%→28.9%、10 人～29 人で約 1.5%→約 2.8%、30 人～49 人で 0.2%→0.35%、50 人以上で 0.03%→0.18%などとなっている。弁理士数の多い事務所は、平成 14(2002)年から平成 25(2013)年を通じてその数・増加率ともにわずかであるが、1 事務所あたりの所属弁理士数が多いため、事務所数の多さと、事務所規模別にみた弁理士数とは比例しない。（次の表及び(3)参照）

なお、平成 15(2003)年度までは存在しなかった弁理士数 70 人以上の事務所が平成 16(2004)年度に初めて誕生し、翌平成 17(2005)年度には 80 人以上の事務所ができ、現在は 4 か所に増加している。

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
・ 1 人	2001	2083	2142	2225	2279	2349	2389	2455	2494	2633	2705	2875
・ 2 人	381	417	449	465	477	523	508	514	511	521	568	584
・ 3 人	168	150	167	181	207	192	211	233	252	241	254	249
・ 4 人	78	92	91	102	110	135	138	121	124	121	122	140
・ 5 人	35	47	53	60	71	58	66	81	95	98	86	94
・ 6 人	26	31	31	43	41	52	38	40	43	51	64	60
・ 7 人	12	26	18	26	29	35	26	20	28	39	45	49
・ 8 人	16	10	25	17	16	17	23	22	21	16	25	25
・ 9 人	9	12	9	10	13	16	20	17	16	23	15	27
(小計)2 人～9 人	725	785	843	904	964	1028	1030	1048	1090	1110	1179	1228
・ 10 人以上～15 人未満	23	28	34	40	44	49	51	59	69	65	71	68
・ 15 人以上～20 人未満	10	10	11	10	15	20	16	17	19	25	26	29
・ 20 人以上～25 人未満	1	3	7	10	8	5	10	13	16	15	15	17
・ 25 人以上～30 人未満	2	2	2	3	6	7	4	5	2	3	5	7
(小計)10 人～29 人	36	43	54	63	73	81	81	94	106	108	117	121
・ 30 人以上～35 人未満	2	2	2	1	1	3	1	2	5	6	8	4
・ 35 人以上～40 人未満	2	2	0	2	1	1	2	3	2	5	4	3
・ 40 人以上～45 人未満	2	1	3	1	2	1	1	1	1	0	2	5
・ 45 人以上～50 人未満	1	2	2	3	1	3	3	1	1	1	2	3
(小計)30 人～49 人	7	7	7	7	5	8	7	7	9	12	16	15
・ 50 人以上～55 人未満	3	1	1	3	4	2	0	2	2	2	2	0
・ 55 人以上～60 人未満	0	2	3	0	1	2	4	3	4	4	1	0
・ 60 人以上～65 人未満	1	0	0	2	1	1	1	1	0	1	2	2
・ 65 人以上～70 人未満	0	1	0	1	1	1	1	2	1	1	0	1
・ 70 人以上～75 人未満	0	0	1	0	1	1	0	0	1	1	1	1
・ 75 人以上～80 人未満	0	0	0	1	0	1	1	1	1	2	2	2
・ 80 人以上	0	0	0	0	1	1	2	2	3	2	3	4
(小計)50 人～	4	4	5	7	9	9	9	11	12	13	11	10
	2773	2922	3051	3206	3330	3475	3516	3615	3711	3876	4028	4249

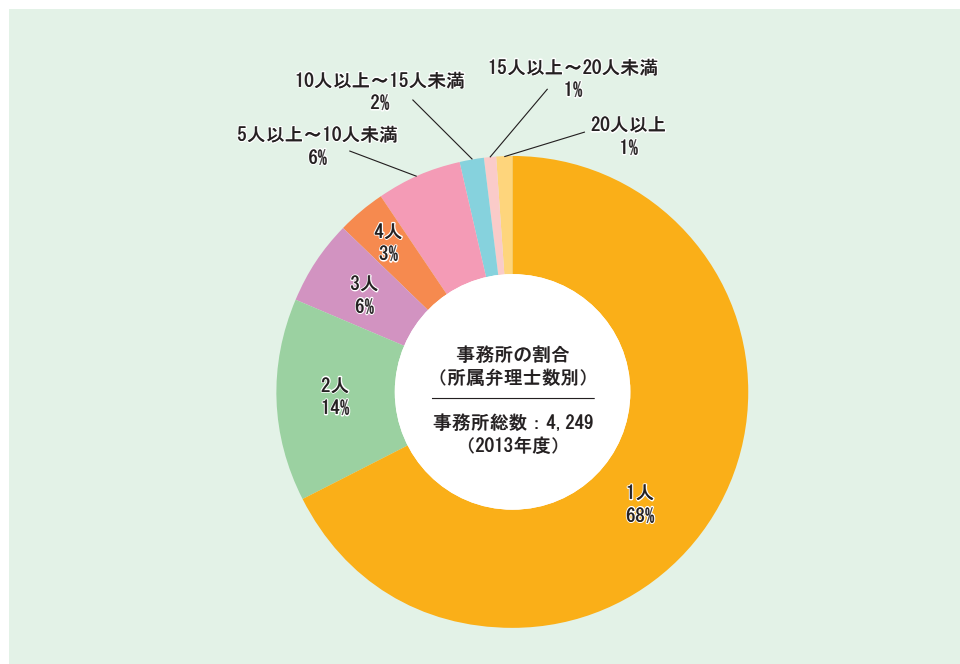
特許業務法人の規模別推移



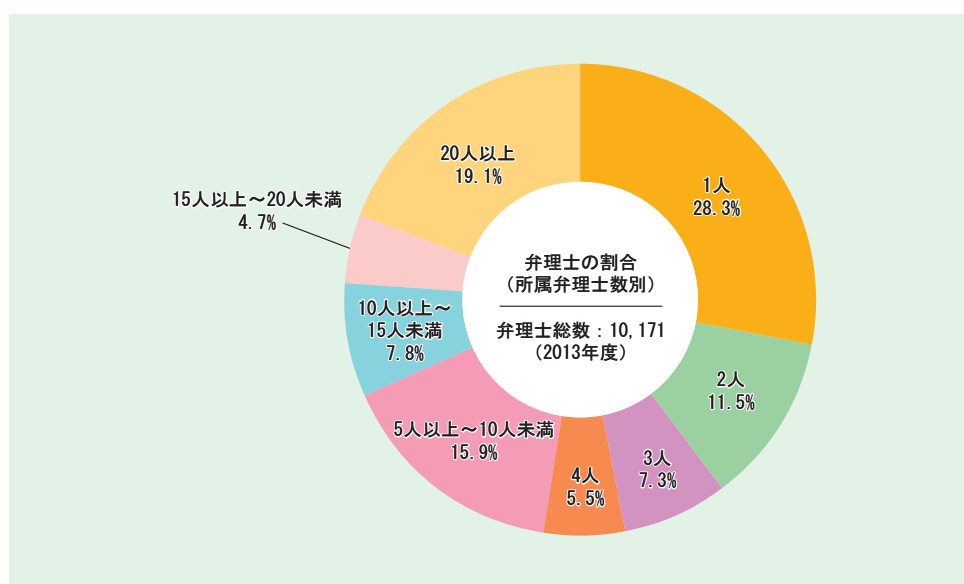
(3) 事務所の規模別分布と規模別就業人数

平成 25(2013)年度末現在、所属弁理士数が 1 人の事務所は、事務所数としては最多であり全体の約 68%を占めるが、そこに所属する弁理士は弁理士全体の 28.3%である。一方、所属弁理士数 20 人以上の事務所は、事務所全体の約 1%に過ぎないが、そこに所属する弁理士は全体の 19%を超えている。

① 事務所の規模別分布



② 事務所の規模別就業人数の分布



(4) 事務所の地域分布状況（海外所在事務所も含む）

特許事務所、特許業務法人、企業のいずれについても、過半数が関東地域に分布しており、弁護士法人等を含む事務所全体では関東地域の分布が約63%となる。同様に近畿地域では18.8%、東海地域では8.5%である。海外での分布は、北米州が最も多く次いで欧州、アジア州の順となる。

なお、ここでは1つの事業体としての事務所（特許事務所、企業、特許業務法人等すべてを含む）内の主たる事務所と従たる事務所は、それぞれ個別に集計している。例えば、東京都に主たる事務所を有し、大阪府に従たる事務所を1か所持つ特許業務法人の場合、東京都に1か所、大阪府に1か所それぞれカウントしている。

Column

■大正11年、弁理士会設立当時の国際活動

大正11(1922)年11月に創刊された弁理士会会報第1号を見ると、そこには少なからず海外の情報が掲載されているのに一驚する。即ち「比律賓（フィリピン）島特許法施行中止二関スル件」、「支那に於ける商標仮登録に関する件」、「商標から見た支那」等である。会報第2号には5項目、第3号にはなんと11項目もの海外情報が掲載されている。これを見ても当時の会員が海外情報を必要としていたこと、換言すれば海外の事件に少なからず関与していたであろうことを推定することができる。

また、会報第2号には特許局員と弁理士会員との第一回談話会の告知文が掲載されているのであるが、局側がとりあげたテーマは「歐米諸国ニ於ケル工業所有権制度ニ就イテ」である。このときの弁理士会側講師が選んだ演題は詳らかではないが、いずれにせよこのように国際的とししかいいようがない話題が第一回の談話会で選ばれた事実は、当時の弁理士の多くが既に国際問題に深く興味を示していたであろうことをしのばせるものがある。

(弁理士制度百年史 129 頁より抜粋)

事務所別の地域別分布(従たる事務所を含む)

2014.3.31 現在

北海道		特許事務所 (法律事務所含む)		特許業務法人		企業		弁護士法人		その他		合計
	・北海道	26	0.7%	2	0.8%	2	0.2%	1	2.6%	4	3.5%	35
	○合計	26	0.7%	2	0.8%	2	0.2%	1	2.6%	4	3.5%	35
東北	・青森県	6	0.2%	0	0.0%	1	0.1%	1	2.6%	0	0.0%	8
	・岩手県	5	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	5
	・宮城県	13	0.4%	1	0.4%	0	0.0%	1	2.6%	2	1.8%	17
	・秋田県	8	0.2%	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%	1	0.9%	10
	・山形県	7	0.2%	1	0.4%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	9
	・福島県	11	0.3%	1	0.4%	2	0.2%	0	0.0%	1	0.9%	15
	○合計	50	1.4%	3	1.2%	5	0.5%	2	5.3%	4	3.5%	64
関東	・茨城県	41	1.2%	2	0.8%	18	1.8%	0	0.0%	4	3.5%	65
	・栃木県	14	0.4%	0	0.0%	12	1.2%	0	0.0%	1	0.9%	27
	・群馬県	19	0.5%	1	0.4%	8	0.8%	0	0.0%	1	0.9%	29
	・埼玉県	121	3.4%	2	0.8%	27	2.7%	0	0.0%	1	0.9%	151
	・千葉県	145	4.1%	2	0.8%	25	2.5%	1	2.6%	0	0.0%	173
	・東京都	1,632	46.2%	131	52.4%	391	38.4%	13	34.2%	38	33.6%	2,205
	・神奈川県	324	9.2%	10	4.0%	115	11.3%	1	2.6%	7	6.2%	457
	・山梨県	11	0.3%	0	0.0%	2	0.2%	0	0.0%	1	0.9%	14
	○合計	2,307	65.3%	148	59.2%	598	58.8%	15	39.5%	53	46.9%	3,121
東海	・長野県	31	0.9%	2	0.8%	11	1.1%	0	0.0%	1	0.9%	45
	・岐阜県	26	0.7%	4	1.6%	5	0.5%	0	0.0%	1	0.9%	36
	・静岡県	42	1.2%	3	1.2%	21	2.1%	0	0.0%	1	0.9%	67
	・愛知県	158	4.5%	30	12.0%	63	6.2%	3	7.9%	2	1.8%	256
	・三重県	11	0.3%	0	0.0%	6	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	17
	○合計	268	7.6%	39	15.6%	106	10.4%	3	7.9%	5	4.4%	421
北陸	・新潟県	13	0.4%	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	14
	・富山県	7	0.2%	0	0.0%	4	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	11
	・石川県	13	0.4%	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	14
	・福井県	13	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.9%	14
	○合計	46	1.3%	0	0.0%	6	0.6%	0	0.0%	1	0.9%	53
近畿	・滋賀県	20	0.6%	0	0.0%	19	1.9%	1	2.6%	1	0.9%	41
	・京都府	64	1.8%	3	1.2%	46	4.5%	0	0.0%	4	3.5%	117
	・大阪府	415	11.7%	39	15.6%	111	10.9%	7	18.4%	8	7.1%	580
	・兵庫県	88	2.5%	7	2.8%	47	4.6%	1	2.6%	2	1.8%	145
	・奈良県	33	0.9%	0	0.0%	8	0.8%	0	0.0%	1	0.9%	42
	・和歌山県	5	0.1%	0	0.0%	2	0.2%	0	0.0%	1	0.9%	8
	○合計	625	17.7%	49	19.6%	233	22.9%	9	23.7%	17	15.0%	933
中国	・鳥取県	4	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4
	・島根県	3	0.1%	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	4
	・岡山県	13	0.4%	0	0.0%	6	0.6%	0	0.0%	1	0.9%	20
	・広島県	24	0.7%	3	1.2%	6	0.6%	2	5.3%	1	0.9%	36
	・山口県	4	0.1%	0	0.0%	3	0.3%	0	0.0%	1	0.9%	8
	○合計	48	1.4%	3	1.2%	16	1.6%	2	5.3%	3	2.7%	72

第2章 事務所（特許事務所、特許業務法人、企業、大学等を含む）の推移等

四		特許事務所 (法律事務所含む)		特許業務法人		企業		弁護士法人		その他		合計
国	・徳島県	3	0.1%	1	0.4%	3	0.3%	0	0.0%	1	0.9%	8
	・香川県	9	0.3%	1	0.4%	4	0.4%	0	0.0%	1	0.9%	15
	・愛媛県	11	0.3%	0	0.0%	2	0.2%	1	2.6%	0	0.0%	14
	・高知県	11	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.9%	12
	○合計	34	1.0%	2	0.8%	9	0.9%	1	2.6%	3	2.7%	49
九州	・福岡県	48	1.4%	1	0.4%	5	0.5%	2	5.3%	4	3.5%	60
	・佐賀県	4	0.1%	1	0.4%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	6
	・長崎県	5	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	5
	・熊本県	7	0.2%	0	0.0%	2	0.2%	1	2.6%	0	0.0%	10
	・大分県	6	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	6
	・宮崎県	4	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.6%	1	0.9%	6
	・鹿児島県	11	0.3%	1	0.4%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	13
	・沖縄県	8	0.2%	1	0.4%	0	0.0%	1	2.6%	0	0.0%	10
	○合計	93	2.6%	4	1.6%	9	0.9%	5	13.2%	5	4.4%	116
外国	・アジア州	7	0.2%	0	0.0%	10	1.0%	0	0.0%	1	0.9%	18
	・大洋州	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%	2	1.8%	3
	・アフリカ州	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
	・欧州	13	0.4%	0	0.0%	5	0.5%	0	0.0%	9	8.0%	27
	・NIS(旧ソ連)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
	・北米州	16	0.5%	0	0.0%	17	1.7%	0	0.0%	6	5.3%	39
	・南米州	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
	○合計	36	1.0%	0	0.0%	33	3.2%	0	0.0%	18	15.9%	87
東京都詳細	・千代田区	297	8.4%	36	14.4%	89	8.8%	7	18.4%	9	8.0%	438
	・中央区	165	4.7%	14	5.6%	51	5.0%	2	5.3%	1	0.9%	233
	・港区	331	9.4%	37	14.8%	83	8.2%	2	5.3%	10	8.8%	463
	・新宿区	156	4.4%	15	6.0%	26	2.6%	1	2.6%	2	1.8%	200
	・文京区	41	1.2%	3	1.2%	9	0.9%	0	0.0%	5	4.4%	58
	・台東区	49	1.4%	2	0.8%	3	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	54
	・墨田区	15	0.4%	0	0.0%	8	0.8%	0	0.0%	1	0.9%	24
	・江東区	22	0.6%	0	0.0%	14	1.4%	0	0.0%	2	1.8%	38
	・品川区	28	0.8%	9	3.6%	24	2.4%	0	0.0%	0	0.0%	61
	・目黒区	11	0.3%	1	0.4%	3	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	15
	・大田区	26	0.7%	1	0.4%	5	0.5%	0	0.0%	0	0.0%	32
	・世田谷区	57	1.6%	0	0.0%	5	0.5%	0	0.0%	1	0.9%	63
	・渋谷区	70	2.0%	5	2.0%	11	1.1%	0	0.0%	1	0.9%	87
	・中野区	22	0.6%	1	0.4%	2	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	25
	・杉並区	38	1.1%	1	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	39
	・豊島区	63	1.8%	2	0.8%	6	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	71
	・北区	12	0.3%	0	0.0%	3	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	15
	・荒川区	8	0.2%	0	0.0%	2	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	10
	・板橋区	13	0.4%	0	0.0%	3	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	16
	・練馬区	22	0.6%	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	23
	・足立区	13	0.4%	1	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	14
	・葛飾区	6	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	6
	・江戸川区	5	0.1%	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	6
	・23区外	162	4.6%	3	1.2%	42	4.1%	1	2.6%	6	5.3%	214
	○合計	1,632	46.2%	131	52.4%	391	38.4%	13	34.2%	38	33.6%	2,205
○全国総計		3,533	100.0%	250	100.0%	1,017	100.0%	38	100.0%	113	100.0%	4,951

第3章

支部別弁理士数の推移等

(1) 関東支部、東海支部、近畿支部

関東支部の弁理士数は、平成19(2007)年から平成25(2013)年の7年間で2,000人以上増加し8,000人を超えた。

また、近畿支部は600人以上増えて2,400人を超え、東海支部は250人以上増えて870人に達している。



Column

■〇〇弁理士会？

昭和15(1940)年8月19日の常議員会で、次のような議案があった。

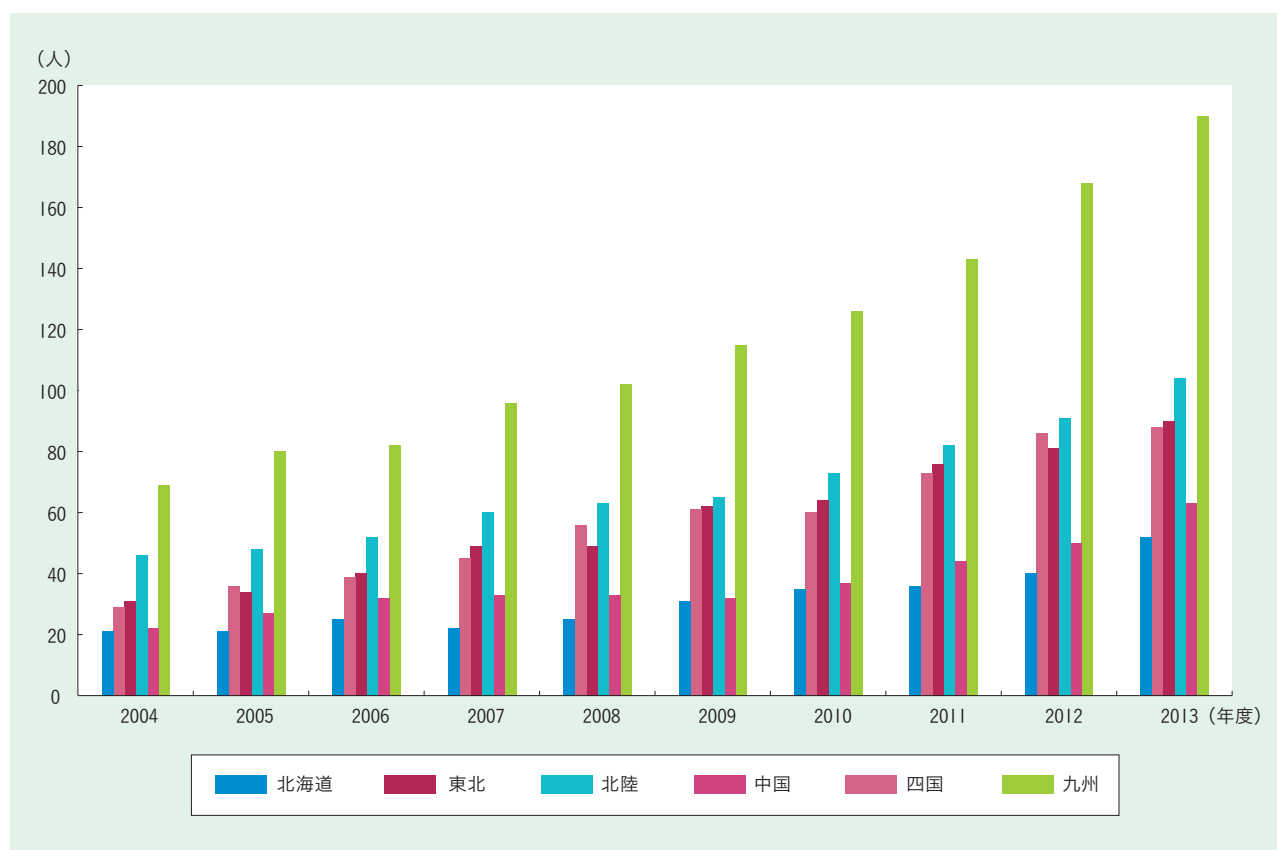
「大阪弁理士会、近畿弁理士会、京都弁理士会、神戸弁理士会、名古屋弁理士会等の名称使用について」
審議の結果、「かかる名称を使用することは穏当ならずと認む」ということで実現されなかった。

(弁理士制度百年史 別冊14頁)

(2) 北海道支部、東北支部、北陸支部、中国支部、四国支部、九州支部

各支部とも、平成 19(2007)年から平成 25(2013)年の 7 年間で弁理士数が大幅に増加している。

北海道支部は 22 人から 2.4 倍の 52 人に、東北支部は 45 人から 1.9 倍の 88 人に、北陸支部は 49 人から 1.8 倍の 90 人に、中国支部は 60 人から 1.7 倍の 104 人に、四国支部は 33 人から 1.9 倍の 63 人に、九州支部は 96 人から 1.9 倍の 190 人に増加している。



Column

■太平洋戦争時の弁理士会

昭和20(1945)年2月21日開催の臨時総会の決議通知が残っている(「弁理士関係法規集」大正11年～昭和37年の中に)。

議案の一つは会則第5号「弁理士会戦時特別措置規則」の制定である。

第1条 戦時中本会ノ特別措置ハ本規則ノ定ムルトコロニ依ル

第2条 戦時中総会及ビ常議員会ノ招集及ビ議案ノ配布ハ成規ノ手続ニ依ラズ公示其ノ他適当ト認ムル方法ニ依リテ之レヲ為スコトヲ得但シ決算及会則ノ制定改正並ビニ廃止ニ関スル議案ニ付キテハ之ノ限ニ在ラス総会ハ定刻ヨリ1時間過ギ出席会員20人以上ニ達スルトキハ之レヲ開クコトヲ得常議員会ハ定刻ヨリ1時間ヲ過ギ出席常議員5人以上ニ達スルトキハ之レヲ開クコトヲ得

第3条 理事ハ情勢ニ照ラシ已ムヲ得ザルモノト認ムルトキハ総会及ビ常議員会ヲ開催セズシテ適当ノ緊急措置ヲ為スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ最近ノ総会又ハ常議員会ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス、若シ承認ヲ得ザルトキハ爾後其ノ効力ヲ失フ

第4条 理事ハ情勢ニ照シ已ムヲ得ザルモノト認ムルトキハ役員及ビ委員ノ任期ヲ延長スルコトヲ得前項ノ場合ニ於ケル各其ノ延長任期ハ令規ノ定ムル期間トス

第5条 戦時中令規ノ公示ハ本会事務所内ニ掲示シテ之レヲ為スコトヲ得、集会ニ関スル会員通知ニ付キテモ亦同ジ

第6条 応召応徴又ハ戦時災害ヲ蒙リ執務シ能ハザル会員若クハ其ノ家族ノ申出アリタルトキハ理事ハ適当ナル会員ヲ推薦シテ其ノ者ノ担任シタル事務ヲ処理セシムルコトヲ得

理事ハ前項ニ依リ推薦セラレタル会員ニ対シ其ノ事務ノ経過ニ付キ報告ヲ求ムルコトヲ得

第7条 理事ハ敵襲其ノ他非常災害ニ際シ之レガ指揮ニ関スル委員ヲ任免スルコトヲ得

第8条 応徴シタル会員ニシテ会費ノ免除ヲ受ケムトスルモノハ書面ヲ以テ本会ニ申出ヅベシ理事ハ前項ノ申出ニ対シ之レガ許可ヲ決スベシ

昭和20年2月28日

東京都麹町区三年町一番地 技術院内

弁理士会

理事長 清瀬 一郎

当時の切迫した雰囲気が伝わってくるようである。

昭和18(1943)年11月に、特許局は技術院に統合されていた。

理事長は、この数年後に「東京裁判」で日本側弁護団の副団長を務めた清瀬一郎氏である。